

吹田市総合計画（案）吹田 2020 ロードマップ 修正案

基本構想

- ①総合計画と分野別計画との関連図を追加 （P 4）
- ②ルート 3（子育て・教育分野）に子どもの権利条約の趣旨を追加 （P 5）

基本計画

- ③ルート 2（福祉・保健・医療分野） （P 6-P 9）
 - 2-1（高齢福祉）他の施策との連携欄に雇用・就労分野を追加
 - 2-2（障がい福祉）他の施策との連携欄に雇用・就労分野を追加
- ④ルート 3（子育て・教育分野） （P 10-P 19）
 - 3-1（子育て）他の施策との連携欄に雇用・就労分野を追加
 - 3-2（配慮が必要な子ども）関連する分野別計画に「子ども読書活動推進計画」を追加、他の施策との連携欄に生涯学習、雇用・就労分野を追加
 - 3-3（学校教育）関連する分野別計画に「子ども読書活動推進計画」を追加、他の施策との連携欄に生涯学習分野を追加
 - 3-4（青少年）他の施策との連携欄に雇用・就労分野を追加
 - 3-5（生涯学習）他の施策との連携欄に子育て、配慮が必要な子ども、学校教育分野を追加
- ⑤ルート 5（都市形成） （P 20-P 23）
 - 5-4（交通）関連する分野別計画に「バリアフリー基本構想」を追加
 - 5-5（道路）関連する分野別計画の名称を「バリアフリー基本構想」に修正
- ⑥ルート 6（安心安全） （P 24-P 27）
 - 6-1（防災）関連する分野別計画に「安心安全の都市（まち）づくり推進計画」を追加
 - 6-2（防犯）関連する分野別計画に「安心安全の都市（まち）づくり推進計画」を追加
- ⑦ルート 7（地域経済） （P 28-P 29）
 - 7-2（雇用・就労）他の施策との連携欄に高齢福祉、障がい福祉、配慮が必要な子ども、青少年、子育て分野を追加
- ⑧ベース 1（市民自治） （P 30-P 31）
 - 1-2（開かれた市政）関連する分野別計画に「第 3 期情報化推進計画」を追加
- ⑨ベース 2（行政経営） （P 32-P 33）
 - 2-1（行財政運営）関連する分野別計画に「アウトソーシング推進計画」を追加
 - 2-2（人材育成）関連する分野別計画に「職員体制計画（案）」を追加

はじめに

（P 34）

第 2 章 計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の 3 階層で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市がめざすまちの将来像とその実現に向けての基本方向を示します。

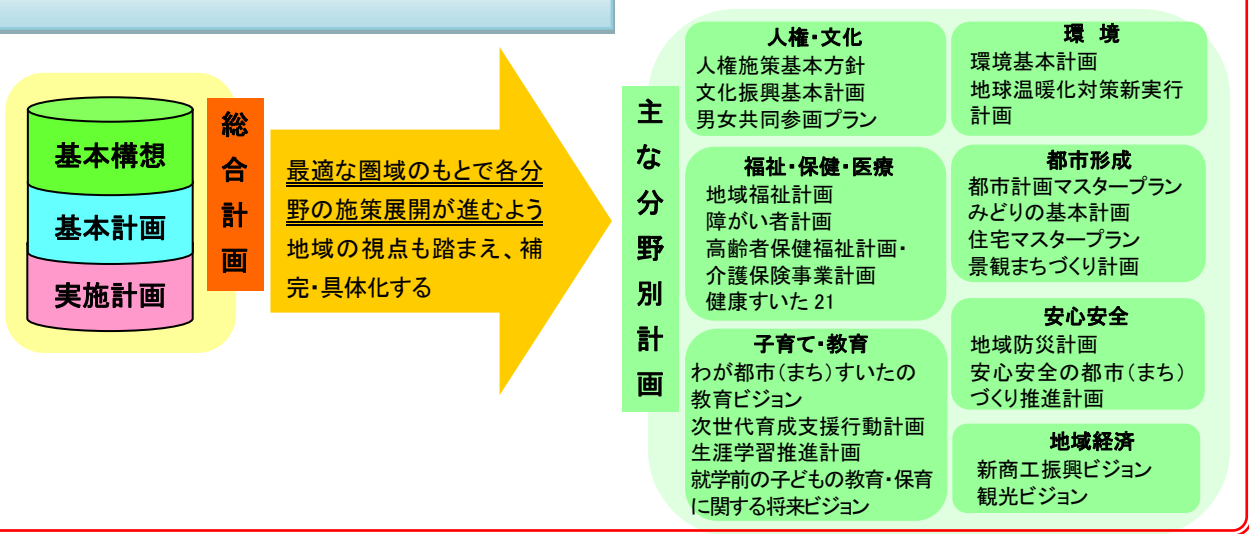
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる基本方向に沿った施策の内容を示します。

(3) 実施計画

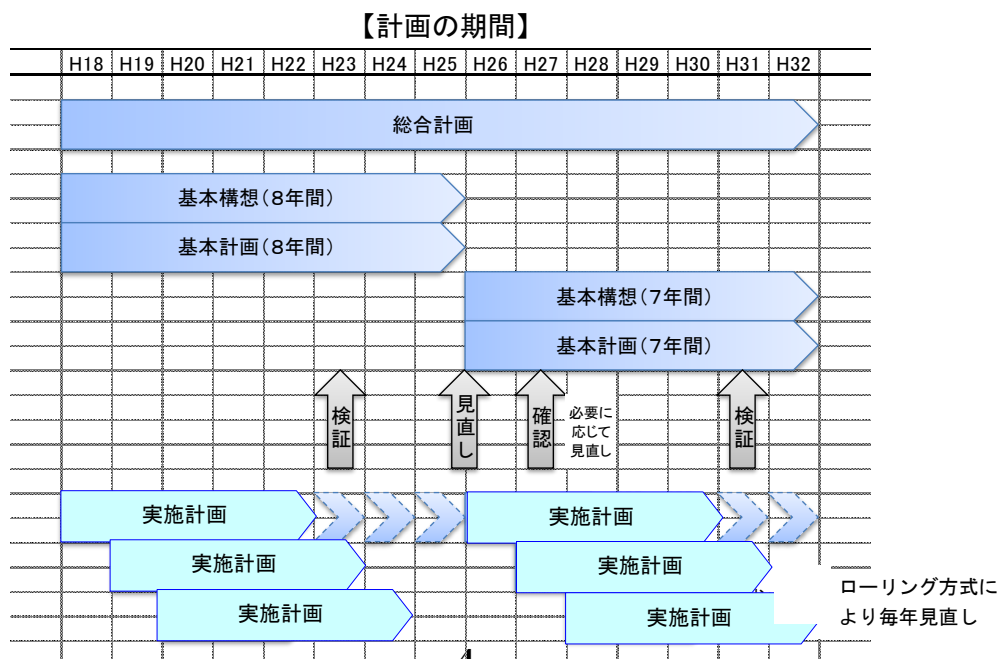
実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

総合計画と分野別計画等の関連図【追加】



2 計画の期間

基本構想及び基本計画の計画期間は、平成 26 年度(2014 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までとします。ただし、計画の評価、検証を行い、必要に応じて見直しを行います。



第5章 将来像へのルート(基本方向)

めざす将来像を実現するため、次の7つをまちづくりのルート(基本方向)として定めます。

ルート1【人権・文化】:平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

平和の尊さを感じられ、市民一人ひとりの人権感覚が生まれ、男女が対等な社会の構成員として希望と誇りを持って、個性豊かに生活できるまちをめざします。

また、国内外の交流により多文化を認め合うまち、多様な文化が生まれ生きがいのあるまちをめざします。

ルート2【福祉・保健・医療】:誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

子どもや障がい者、高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができる、すべての市民にとって安心して暮らし続けられるまちをめざします。

また、一人ひとりが尊重され、生涯にわたって生きがいを持ち、心身ともに健康に暮らすことができるまちをめざします。

ルート3【子育て・教育】:ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

子どもの最善の利益の保障を基本として、人や社会とのつながりの中で、安心して子どもを産み育てることができ、多様な学びや支援の機会を得て、生きる力と自主性・自律性が育まれるまちをめざします。

また、人が人を育て、人が地域を育て、市民一人ひとりが、まちづくりの主役としていきいきと生活するまちをめざします。

ルート4【環境】:健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

健全で豊かな環境は私たちの生活の基盤であることから、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けたライフスタイルや事業活動が定着したまちをめざします。

ルート5【都市形成】:誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

快適で潤いのある空間、安全で便利に人・物が移動する環境、そして地震や風水害の被災リスクを低減する堅固な基盤が整い、市民の誰もが快適に暮らし、すべての人が活発に活動できるまちをめざします。

ルート2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

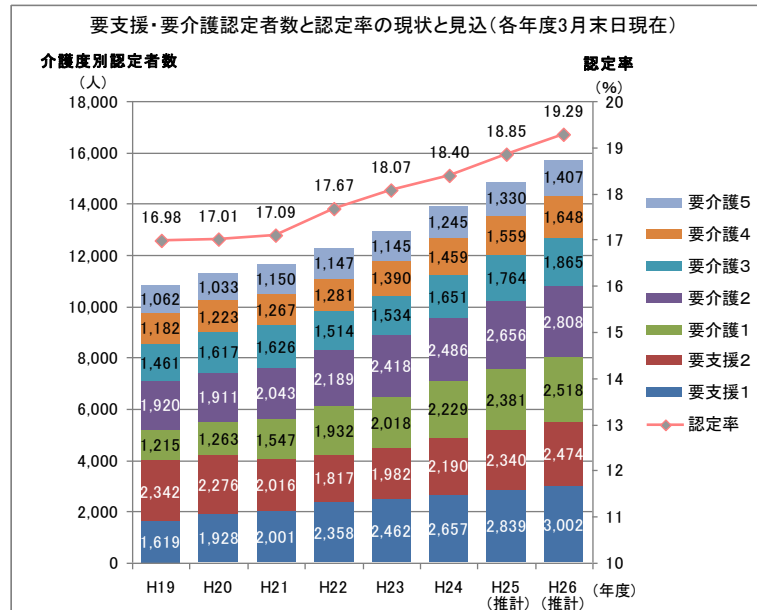
2-1 【高齢福祉】

高齢者が健やかに安心安全に暮らしています

高齢者が自ら健康づくり・介護予防に取り組み、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化率が21%を超える超高齢社会に突入し、平成32年度（2020年度）には4人に1人は高齢者となり、認知症高齢者も増加すると推測されます。
- ◆ 75歳以上の高齢者の割合が、今後、急速に増えることが見込まれ、介護予防の取組や認知症高齢者への支援が重要となります。
- ◆ 地域で高齢者を支える介護保険サービスを確保するとともに質の向上が必要です。



出典：福祉保健部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 高齢者の社会参加・生きがい事業の充実

- ◆ 高齢者が自らの経験や知識を生かせるよう、地域活動や就業などの社会参加を支援します。
- ◆ 高齢者のいきいきとした暮らしにつながるよう、学習機会等を充実させます。

(2) 健康づくり・介護予防等の取組の推進

- ◆ 健康づくりに関する情報を提供し、健康づくりを支援します。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるように、生活支援事業等を実施します。
- ◆ 要介護状態にならないよう、高齢者が主体的かつ継続的に介護予防の取組が行えるよう支援します。
- ◆ 地域福祉団体や高齢者支援事業者と協働で、見守り体制の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる地域をめざします。

(3) 介護保険サービスの充実

- ◆ 介護保険事業者等と連携し、介護保険サービスの質の向上を図ります。
- ◆ 地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

(4) 認知症高齢者支援の推進

- ◆ 認知症の予防、早期診断のため、組織横断的に取り組むとともに医療機関等との連携を進めます。
- ◆ 認知症に関する市民等への啓発や、認知症高齢者の状況に応じた適切なサービスを受けられる仕組みづくりに努めるなど、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 高齢者の生きがいがづくりの取組
- ◆ 介護予防に関する取組による健康の保持・増進
- ◆ 介護保険サービスを必要な時に適切に利用
- ◆ 高齢クラブ活動等の地域活動に参加
- ◆ シルバー人材センターなどを活用し、就業機会の充実
- ◆ 地域、高齢者支援事業者と行政の連携により、地域における高齢者の見守り
- ◆ 介護保険サービスの質の向上

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
高齢者の生きがいがづくりの推進の満足度	—	52.1 点 (平成 22 年度)	↗	高齢者の生きがいがづくりの推進の施策の市民満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
地域包括支援センターの認知度	—	31.7% (平成 22 年度)	50%	高齢者の地域における健康・介護・生活支援の拠点としての役割が果たせるように、周知が必要なため認知度を指標に設定
要介護認定を受けている高齢者の割合	17%	18.4%	21.2%	生きがい事業や介護予防等に取り組むことで、要介護状態の高齢者を増やさない指標として設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ 第 5 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- ◆ 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-3 男女共同参画	高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
2-2 障がい福祉 2-3 地域福祉 2-4 保健・医療	事例検討等を中心に、支援を要する人に効果的かつ包括的な支援を行うためのネットワークづくりの推進を目的に開催している地域ケア会議等により、保健・医療・福祉等の連携を強化します。
2-2 障がい福祉 2-3 地域福祉	成年後見制度や虐待防止ネットワークの構築など高齢者や障がい者等の権利を擁護する取組について連携を強化します。
2-4 保健・医療	認知症の予防をはじめ、認知症高齢者の支援や在宅医療について、かかりつけ医の促進など医療との連携を行います。
3-5 生涯学習 3-6 スポーツ	高齢者の生きがいがづくりについて、生涯学習や生涯スポーツとの連携を行います。
5-2 住宅	高齢期になっても住み続けられるまちとなるよう住宅施策との連携を行います。
<u>7-2 雇用・就労</u>	<u>高齢者の社会参加を促進するため高齢者の就労に関する課題や情報の共有など連携を行います。</u>
7-3 消費生活	悪質な商法や詐欺行為等による消費者被害の防止に関する相談・援助体制について、連携を強化します。

ルート2 誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

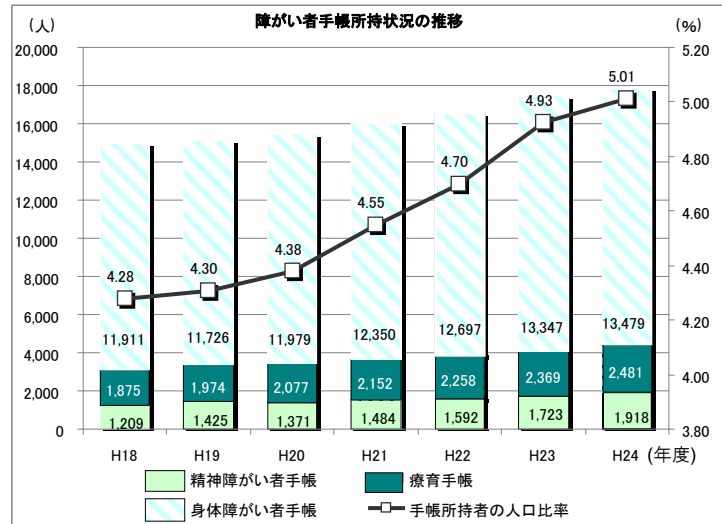
2-2 障がい者が地域で安心して生活し、さまざまな分野の活動に参加しています

【障がい福祉】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性が尊重され、あらゆる分野の活動に参加し、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 障がい者が、地域社会の構成員として、主体的にさまざまな分野の活動に参加し、自立した生活を送ることができ、安心して暮らすことのできるまちづくりが必要です。
- ◆ 医療的ケアが必要な方への支援、障がい者の雇用促進や就労支援を含め、医療、福祉、教育、労働など総合的な視点に立った支援の充実が必要です。



出典：福祉保健部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 各種障がい福祉サービス提供基盤の充実

- ◆ 障がい者の居宅、通所、医療等各種サービス提供基盤の充実を図ります。
- ◆ 医療的ケアが必要な方へのサービス提供について、関係機関と連携して仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 法改正に伴う障がい福祉制度にかかわる情報提供など（周知、啓発、就労支援及び相談体制）適切に対応します。
- ◆ 障がい者の成長過程において、切れ目のないサービス提供ができるようなシステムづくりを進めます。

(2) 障がい者の雇用促進及び就労支援の充実

- ◆ 障がい者の就労を促進するため、関係機関と連携し、相談体制の充実などに取り組みます。
- ◆ 障がい者の雇用に関する周知、啓発を行い、雇用促進を図ります。
- ◆ 障がい者の雇用や就労実習の場の提供など、就労支援に取り組みます。

(3) 障がいへの理解の啓発

- ◆ 地域での交流が図られるよう、地域ボランティアと連携し、障がい者が参加できる行事への案内を行うとともに、障がい者に対する理解を深めるための啓発に努めます。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 障がいへの理解を深める取組への参加
- ◆ 障がい者の就労や雇用に関する理解

みんなで取組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
グループホーム等利用者数	—	241 人	460 人以上	障がい者が、地域で自立した生活を送ることを支援する取組の進捗状況を測る指標として設定
通所事業所から一般就労への移行	—	40 人	52 人以上	障がい者の雇用促進の進捗状況を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ 第 3 期吹田市障がい者計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- ◆ 第 3 期吹田市障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- ◆ 第 2 次吹田市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1—2 人権	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、市民の理解を深めます。
1—3 男女共同参画	児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
2—1 高齢福祉 2—3 地域福祉 2—4 保健・医療	事例検討等を中心に、支援を要する人に効果的かつ包括的な支援を行うためのネットワークづくりの推進を目的に開催している地域ケア会議等により、保健・医療・福祉等の連携を強化します。
2—1 高齢福祉 2—3 地域福祉	成年後見制度や虐待防止ネットワークの構築など、高齢者や障がい者の権利を擁護する取組について連携を強化します。
2—4 保健・医療 3—1 子育て 3—2 配慮が必要な子ども 3—3 学校教育	事業所連絡会における情報交換や障がい児通所サービスなど障がい児（者）の療育や教育、生活を切れ目なく支援する取組を連携して行います。
<u>7—2 雇用・就労</u>	<u>障がい者の総合的な就労支援について課題や情報共有などの連携を行います。</u>

ルート3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

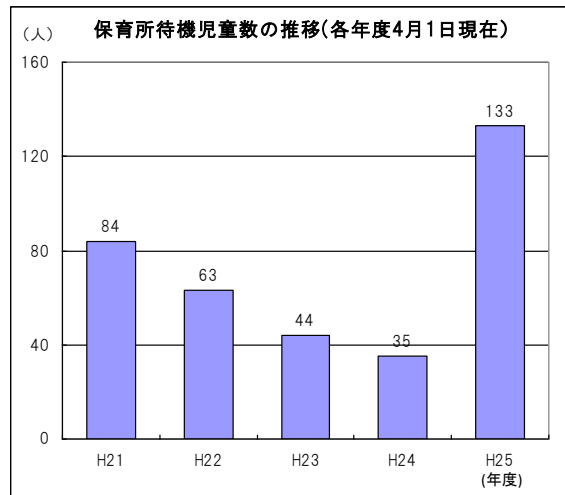
安心して子育てができています

3-1 【子育て】

将来を担う子どもたちの健全な人間形成のため、子育て・教育など多方面において地域ぐるみの支援体制が整い、子育て世代が孤立することなく、安心して子育てしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 子どもや子育てをめぐる環境の変化が大きく、安心して子どもを生み、育てることが難しくなっているため、社会全体で支援していくことが求められています。
- ◆ 女性の社会進出が進む中、多様な勤務形態などに応じた保育サービスの充実と、子育てと仕事の両立を図るための施策が求められています。
- ◆ 核家族化やコミュニティの希薄化を背景として、子育ての孤立感を抱える家庭が増加しており、家庭や地域での子育て力の低下や子ども同士が交流を通じ、学び成長する機会の減少につながっています。



出典：こども部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 就学前の子どもに関する教育・保育の充実

- ◆ 質の高い幼児期の教育・保育を提供し、小学校教育へのより円滑な接続を実現するために、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設についての検討を進めます。

(2) 働くことと育てることの両立への支援

- ◆ 子育てと仕事の両立が図れるよう保育所の待機児解消に向けた取組や病児保育などを充実します。また、雇用形態の多様化から生まれるさまざまな保育ニーズに対応する施策を推進します。
- ◆ 児童の就学後も安心して働ける環境の整備を進めます。

(3) 地域の子育て支援の充実

- ◆ 子育ての孤立感や不安感を軽減するため、保育所・児童館・子育て広場など地域における子育て支援の拠点で、子育て世帯の交流、子育て相談、情報提供、育児の講習など必要な支援が受けられる環境整備を図ります。
- ◆ 各地域の子育て支援にかかわる関係機関・団体が、取組の状況について相互理解を深め、地域間・団体間の交流を図ることができるよう、ネットワークを強化し、より身近な地域での子育て支援を協働して推進します。

(4) 健やかに生み育てる支援の充実

- ◆ 子どもを安心して生み育てる環境づくりの一環として、医療費助成を行うなど経済的な負担の軽減に努めます。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 子育て世代向けの事業や講座への参加
- ◆ 事業者・団体間の交流や連携により地域全体での子育て支援
- ◆ 子育てサークルなど交流の場を提供する市民の取組
- ◆ 仕事と子育ての両立への理解と子育てしやすい職場づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
安心して子育てができる環境にあると思う子育て世帯の割合	47.5%	57.8% (平成 22 年度)	70%	さまざまな子育て支援施策を推進することで、子育てする環境が安心できると思う市民の意識を測る指標として設定
保育所待機児童数 (各年度 4 月 1 日現在)	42 人	35 人	0 人	仕事と保育の両立のため、保育を必要とするすべての児童が入所できる体制の整備状況を測る指標として設定
育児教室に参加している親子数	3,164 組	3,513 組	4,000 組	子育ての孤立化の防止や地域における子育て支援の広がりを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ 吹田市次世代育成支援行動計画<後期計画>（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ◆ 吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン（平成 25 年度～）
- ◆ （仮称）吹田市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
- ◆ 吹田市子ども読書活動推進計画一改定一（平成 25 年度～）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
<u>1-3 男女共同参画</u> <u>7-2 雇用・就労</u>	<u>長時間労働の改善や育児休業の取得促進など子育てしやすい職場環境の整備について、共通の問題意識を持ちながら、情報交換などの連携を行います。</u>
2-2 障がい福祉 2-4 保健・医療 3-2 配慮が必要な子ども 3-3 学校教育	障がい児（者）の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。
2-3 地域福祉	地域で子育て世帯を支援できるよう地域福祉施策との連携を図ります。
2-4 保健・医療	各種健診・指導など母子保健との連携を強化します。
3-2 配慮が必要な子ども 3-3 学校教育	児童虐待、いじめ、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
3-3 学校教育	就学前から小学校への円滑な接続を確保します。
3-4 青少年	子どもの健全育成にあたり、青少年と子どもの交流など関連する施策との連携を推進します。
<u>3-5 生涯学習</u>	<u>家庭や保育園・幼稚園での読書活動の推進に向けた連携を行います。</u>
3-6 スポーツ	幼児期からの「運動あそび」を通じて、心とからだの健やかな成長を促せるように、生涯スポーツ促進事業との連携を図ります。

ルート3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

3-2

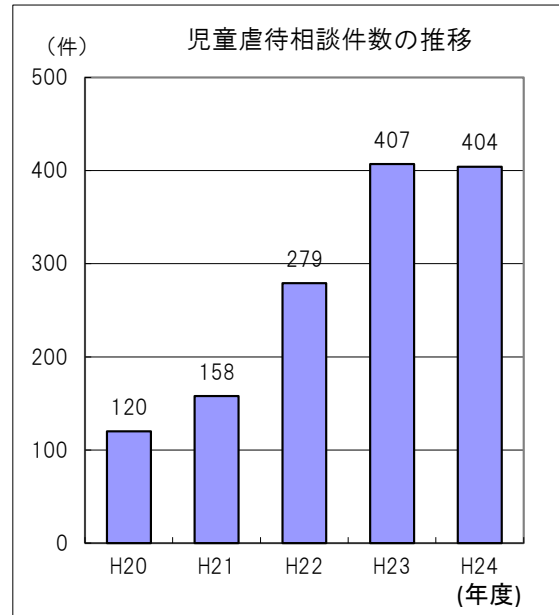
【配慮が必要な子ども】

配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができます

療育や経済面などの必要な支援を受け、配慮を必要とする子どもや親が自立し、健やかに成長しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 近年、子どもと家族を取り巻く環境の変化により、配慮を必要とする子どもや家庭が増加する傾向にあり、特に児童虐待やいじめといった子どもの尊厳と生命を脅かす事件が社会問題となっています。
- ◆ 児童虐待相談件数は年々増加傾向で、内容も多様化・複雑化していることから、早期発見・早期対応とともに、子どもにかかわる各関係機関が連携を強化し、総合的に支援していくことが求められています。
- ◆ 雇用の不安定な社会状況から生活の安定と自立や子育ての支援を必要とするひとり親家庭が多くなっています。
- ◆ 障がいのある児童・幼児、支援を必要とする児童・幼児が増えています。



出典：こども部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 児童虐待の防止

- ◆ 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議において、関係機関と連携して、情報交換を行い、対応を協議することにより、要保護児童とその家庭への支援を行います。また、子どもたちが健やかに成長できるように、社会全体で児童虐待を防止する環境づくりに努めます。
- ◆ 研修などを通じて関係者の知識習得やスキルの向上を図るとともに、児童虐待問題に対する理解を深め、子どもの人権を守る意識を高める啓発活動に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

- ◆ ひとり親家庭の就労に関する情報の提供や相談など自立に向けた支援を行います。
- ◆ 手当の支給や医療費の助成など必要な経済的支援を行います。

(3) 療育システムの充実

- ◆ 療育支援にかかわる保健・医療・保育・福祉・教育などの関係機関の連携を強化し、早期発見、早期療育の充実を図ります。
- ◆ 児童発達支援への対応として、児童発達支援センターの機能強化に努め、相談から療育支援がスムーズに行えるよう療育システムの充実を図ります。
- ◆ 障がい児（者）への市民の理解を深めるために、情報提供に努め、啓発の取組を進めます。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 児童虐待の未然防止への理解と協力
- ◆ 子育て家庭を見守り、虐待のおそれがあると感じた場合の関係機関への連絡
- ◆ 障がい児（者）への理解と交流

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
児童虐待防止のための通告・相談件数	87 件	404 件	407 件以上 【※407 件は平成 23 年度実績値＝過去最高値】	市民、関係機関から通告、相談を受けて、迅速かつ適切な対応をすることにより、児童の健全育成、保護者に対する適切な支援及び良好な親子関係の構築を行うことができ、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応につながります。関係機関や市民の児童虐待に関する意識向上の指標として設定
ひとり親の就労相談件数	64 件	99 件	150 件	就業に結びつきやすい資格・技術の取得や就職に向けた自立促進の状況を測る指標として設定
月当たりの障がい児通所支援サービスの利用者数	—	288 人	420 人以上	障がい児の社会参加の促進と、保護者の負担軽減が図られているかを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ 吹田市次世代育成支援行動計画<後期計画>（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ◆ 第 3 期吹田市障がい者計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- ◆ 第 3 期吹田市障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
- ◆ （仮称）吹田市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
- ◆ 吹田市子ども読書活動推進計画一改定一（平成 25 年度～）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-3 男女共同参画 2-4 保健・医療 3-1 子育て 3-3 学校教育	児童虐待、いじめ、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
2-2 障がい福祉 2-4 保健・医療 3-1 子育て 3-3 学校教育	障がい児（者）の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。
2-4 保健・医療	妊娠中からの訪問支援や乳幼児健診事業を通し、児童虐待の早期発見・発生予防につなげます。
<u>3-5 生涯学習</u>	<u>療育施設での読書活動の支援など障がいのある子どもの読書活動の推進のための連携を行います。</u>
<u>7-2 雇用・就労</u>	<u>ひとり親家庭などの就職困難者の就労支援について課題や情報の共有などの連携をします。</u>

ルート3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

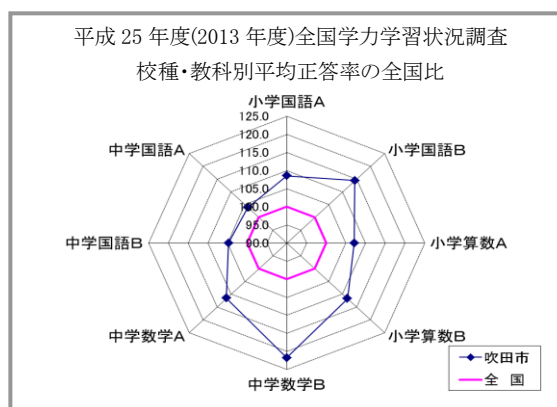
3-3 【学校教育】

学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが自らの学びを高め、成長しています

安心安全で豊かな教育環境の中で、学校・家庭・地域が連携し、これからの時代を担う子どもたちの思考力・判断力・表現力などの確かな学力、思いやる心・感動する心などの豊かな人間性、そして逞しく生きるための健やかな体（総合的人間力）が育まれています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 大阪府及び全国学力学習状況調査において、平均正答率を上回っているものの、学習意欲や生活習慣等に課題が見られます。
- ◆ グローバル化が進む中、異なる文化を尊重する精神や国際感覚を身につけた人材の育成が学校教育にも求められています。
- ◆ いじめや不登校などの児童生徒を取り巻くさまざまな問題や、老朽化する学校施設など、安心して学ぶ環境の整備が必要です。



出典：学校教育部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 総合的人間力の育成

- ◆ 小中一貫教育実施プランを基に、児童生徒が確実に基礎・基本を身につけ、思考力・判断力・表現力等を育むことができるよう、義務教育9年間を見通したカリキュラムにより、魅力ある授業づくりに取り組み、学力の向上を進めます。
- ◆ 小中の緊密な連携の中で、豊かな心と健やかな体を育む取組を学校教育活動全体を通じて進めます。
- ◆ 人権尊重の精神を大切にされた教育活動を推進するとともに、障がいのある児童生徒及び配慮を要する園児の社会参加、自立を実現する取組を進めます。
- ◆ 子どもたちの学びと育ちを豊かなものとするため、学校・家庭・地域のつながりの中で教育を進めます。
- ◆ 就学前教育が小学校以降の生活・学習の基盤となるよう、小学校教育への円滑な接続をめざしカリキュラムづくりを進めます。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成

- ◆ グローバル社会を生き抜く子どもたちを育むために、地域や大学等と連携しながら、就学前から15歳までの一貫した英語教育により、子どもの英語力を育成します。
- ◆ すべての児童生徒が、全教科における言語活動をはじめとするさまざまな教育活動を通じて、グローバル化する社会に対応できるコミュニケーション力を育成します。

(3) 安心安全な教育環境の確保

- ◆ 子どもや保護者が孤立することなく、悩んだときに相談できる環境を充実させます。
- ◆ 老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える学校施設の改修を計画的に進めます。
- ◆ 地域と連携した児童生徒の防犯意識の向上など、地域とともに安心安全の教育環境づくりに取り組みます。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 児童生徒の学習意欲や学力向上を育む環境づくり
- ◆ グローバル化に対応できる国際人を育む環境づくり
- ◆ 自分の考えをしっかりと伝えるなど児童生徒のコミュニケーション力を育む環境づくり
- ◆ 地域における児童生徒の防犯意識を育てる環境づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
学校教育に関する満足度	—	51.5 点 (平成 22 年度)	↗	学校教育に関する満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
児童生徒の学習意欲	—	吹田市 57.4% 全国値 63%	全国値を上回る	学力学習状況調査で「学習意欲の項目」の肯定回答の向上を目的として指標に設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ わが都市すいたの教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）
- ◆ 吹田市子ども読書活動推進計画一改定一（平成 25 年度～）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
全 体	社会科等の学習内容に関連する市の施設を見学するなど、実際に体験することにより、教育内容の充実を図ります。 今日的課題に対応するため食育、環境教育、国際理解教育など関係する施策（取組）に応募・参加する等、連携を深める中で教育内容の充実を図ります。
1-2 人権	人権教育を推進するための連携を図ります。
1-3 男女共同参画 3-1 子育て 3-2 配慮が必要な子ども	児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待などの情報を共有し、暴力の根絶に向けた連携を推進します。
1-4 文化	身近な文化にふれる機会を得ることで、文化を大切にする気持ちを醸成します。
3-1 子育て	就学前から小学校への円滑な接続を確保します。
3-2 配慮が必要な子ども	障がい児の療育や教育、生活を切れ目なく支援できるよう連携を行います。
<u>3-5 生涯学習</u>	<u>読書活動の支援など、子どもの学ぶ環境の充実に向けた連携を推進します。</u>
5-5 道路 6-2 防犯	児童生徒の安全を守るため、交通安全教育の実施や防犯意識を高める取組等で連携を図ります。
6-1 防災	吹田市地域防災計画に基づき、学校における防災教育を推進します。
6-3 消防	避難訓練や救命入門コースの実施など、消防との連携を図ります。
7-3 消費生活	消費生活に関する教育についての連携を図ります。

ルート3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

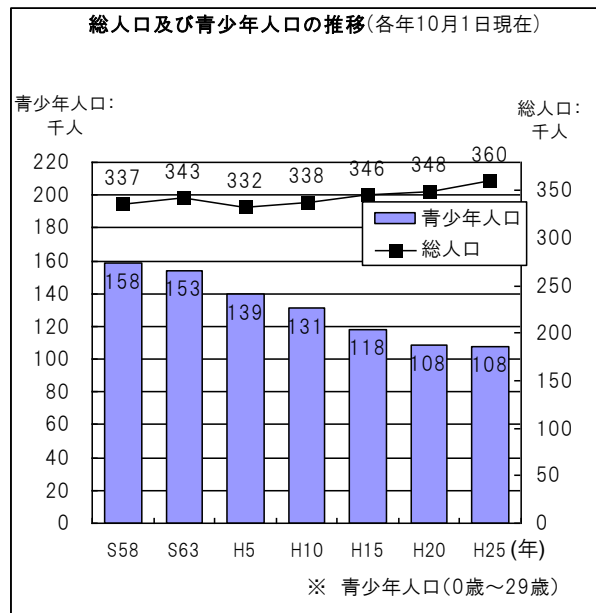
3-4 【青少年】

青少年が安心して安全に過ごし、出会いや交流を通じて成長しています

仲間づくりができる居場所づくり、それを見守り支援する家庭や地域、関係する団体や機関のネットワークの構築、地域の教育力を向上する人材確保、人材の育成、スキルアップ等環境の充実により、青少年がのびのびと成長しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 価値観や生活スタイルの多様化、核家族化が、市民の地域社会への帰属意識や連帯感の低下を生み、地域活動への関心が薄れています。
- ◆ 社会環境の変化により、職業観や就業形態の多様化、親への依存の長期化など、フリーターやニートと呼ばれる青少年が増え、社会的自立が遅れています。
- ◆ 青少年団体の組織数や会員数が減り、地域で異年齢の子どもたちが集団で遊ぶ機会が減少しています。
- ◆ 携帯電話、インターネットの普及など、情報化の進展により、情報機器を介した青少年の犯罪など、新たな問題も生じています。



出典：住民基本台帳データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 青少年の社会性を育て、自立するための支援

- ◆ 青少年の豊かな人間性や社会性を育てるため、自然体験などさまざまな体験や学習の機会を提供し、青少年の主体的な取組を支援します。
- ◆ 関係機関とのネットワークを強化し、不登校、ひきこもりやニートなど、さまざまな課題を抱える青少年の社会的な自立に向けた支援の充実を図ります。

(2) 青少年が安心して安全に活動できる環境づくりの推進

- ◆ 青少年が健やかに安心して安全に地域で活動できるよう、仲間づくりや居場所づくりを進めます。
- ◆ 自然環境や人権教育、学習活動など青少年施設を有効に活用するとともに、施設間の連携を図り、青少年の成長を支える環境を充実します。
- ◆ 青少年をさまざまな誘惑や犯罪から守るため、有害環境の浄化や問題行動・非行の防止に向けた取組を進めます。

(3) 家庭・地域・学校が連携した取組の強化

- ◆ 地域全体で子どもを育てる意識を高めるため、家庭・地域・学校が連携し、青少年の成長を支援する体制づくりを進めます。
- ◆ 青少年団体、青少年指導者の育成を推進し、地域での青少年活動の活性化を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 青少年育成活動で得た知識や技能を生かし、地域での青少年の成長を育む取組への参加
- ◆ 家庭・地域・学校の連携による子どもを見守り育む環境づくり

みんなで取組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
青少年の育成に関する満足度	—	49.4 点 (平成 22 年度)	↗	青少年施策に関する満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
青少年関連施設の年間利用者数	130,395 人	292,330 人	300,000 人	地域における青少年の育成活動や青少年の活動状況を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ わが都市すいたの教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）
- ◆ 吹田市次世代育成支援行動計画 <後期計画>（平成 22 年度～平成 26 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3-1 子育て	子どもの健全育成にあたり、青少年と子どもの交流など関連する施策との連携を推進します。
3-3 学校教育	家庭・地域・学校のつながりの中で、青少年の健全育成の取組を推進します。
<u>7-2 雇用・就労</u>	<u>若年層の就労などの青少年の自立に向けた課題や情報の共有など連携を行います。</u>

ルート3 ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

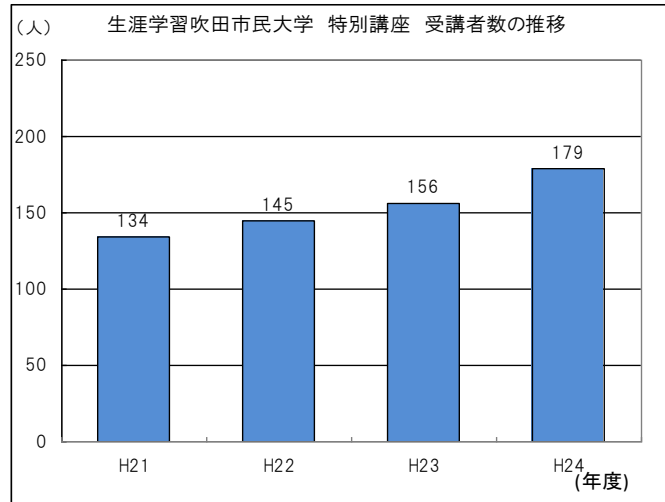
3-5 【生涯学習】

「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」生涯を通じて、主体的に学んでいます

あらゆる年齢層の市民が生涯を通じて、それぞれの意欲や興味に応じた自発的・自主的な学習活動を実践し、その成果を自分と社会に生かすことで生きがいを感じて暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 市民の価値観が多様化しています。誰もがいきいきと学び、個性や能力を伸ばし感性を磨くことができる、より充実した学習機会の提供など、子どもから高齢者まであらゆる世代が参加・参画できる生涯学習環境が求められています。
- ◆ 地域における生涯学習の拠点となる地区公民館、文化財を通して吹田の歴史等を学ぶ博物館、情報の拠点となる図書館などさまざまな生涯学習施設を有しています。こうした施設は、老朽化が進む中で、良好な施設機能を将来にわたって確保していくことが必要となります。



出典：地域教育部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 生涯学習環境の充実

- ◆ 市民との協働で、生涯学習の講座の充実を図ります。
- ◆ 博物館における歴史・文化の学びを通して本市を知ることなど、さまざまなテーマの講座や体験学習の充実に努め、生涯を通して学べる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 多様な情報伝達手段を活用し、積極的な情報発信により生涯学習活動への市民の参加を促進します。
- ◆ 老朽化などの生涯学習施設の状況、社会的要請や地域のニーズを検証し、良好な施設機能の確保に努めます。
- ◆ 生涯学習施設間の相互連携とともに、大学等との連携を強化し生涯学習環境の充実を図ります。

(2) 市民の生涯学習活動への支援

- ◆ 地域のニーズに応じた多様な生涯学習の機会を提供できるよう、地区公民館の講座の充実を図ります。
- ◆ 資料・情報の提供と保存などの図書館活動を通じ、読書環境の整備と啓発に努め、市民の社会的活動や子どもの成長に役立つよう、市民の生涯学習活動を支援します。
- ◆ 個人が持つ技能・経験・活動の生かせる機会や市民が生涯学習の成果を発表できる場づくりなど、市民による生涯学習活動を支援します。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 興味関心のある生涯学習講座等への参加
- ◆ 自らの学習成果を人に伝え広げる取組
- ◆ 生涯学習を媒体とし、大学等との交流
- ◆ 公民館の文化祭などの学習活動を盛り上げること

みんなで取組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
生涯学習に関する環境の満足度	—	50.6 点 (平成 22 年度)	↗	生涯学習に関する環境の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
図書館資料の市民 1 人当たり年間貸出点数	6.1 点	9.4 点	11.4 点	自ら取り組む生涯学習の浸透度合いを測る指標として設定
地区公民館主催講座の年間受講者数	53,312 人	51,084 人	53,312 人を 超える	地域における生涯学習の活性度合いを測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ わが都市すいたの教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）
- ◆ 第 2 次吹田市生涯学習推進計画（平成 18 年度～）
- ◆ 吹田市子ども読書活動推進計画—改訂—（平成 25 年度～）
- ◆ 吹田市立図書館基本構想（平成 25 年度～平成 34 年度）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
全 体	あらゆる行政分野における今日的課題に対応できる出前講座になるよう、組織横断的な連携を図り講座を企画します。
1-4 文化	生涯学習環境の充実などに向け、大学との連携を推進します。
2-1 高齢福祉	公民館等において高齢者の経験や知識を生かした生涯学習プログラムの充実を図ります。
3-1 子育て 3-2 配慮が必要 な子ども 3-3 学校教育	資料提供や啓発など学校図書館への支援を通して、読書への関心を促進します。図書館や博物館における学校教育の調べ学習や <u>子どもの読書活動</u> への支援などを通して、学校教育に寄与するとともに、子どもの生涯学習への関心を促します。

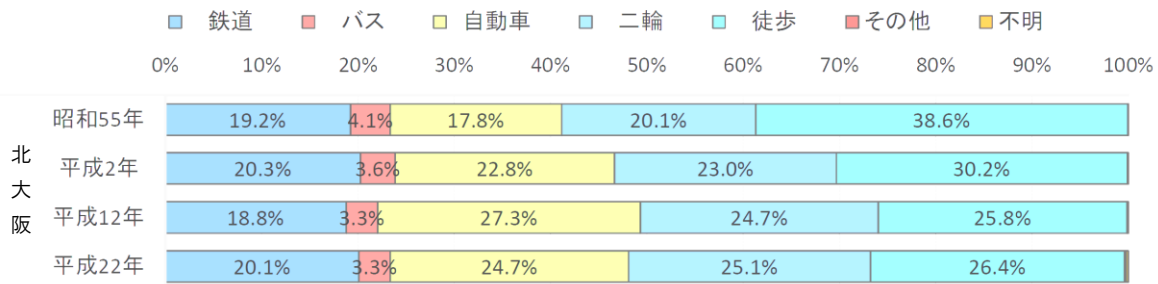
自動車に過度に依存しない交通環境整備が進んでいます

交通結節点等での公共交通機関の利便性や安全性、快適性の向上により、多くの人が公共交通を利用しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 高齢化の急速な進行や地球環境問題が深刻化する中で、公共交通施設等のバリアフリー化や自動車に過度に依存しないことなど、将来を見据えた交通環境への転換が必要です。
- ◆ 高齢化が進む中で、利用者ニーズの変化や丘陵地形など地域の特性を踏まえた、公共交通のよりきめ細かな取組が必要です。
- ◆ 公共交通のより一層の利用促進を図るためには、駅周辺等の安全性の確保と公共交通を利用しやすい環境を整えることが必要です。

【S55～H22 地域別・代表交通手段分担率の推移（平日）】



※二輪（自転車、原付・自動二輪車）

出典：大阪府「大阪府における人の動き」平成24年（2012年）

2 重点取組と行政の役割

(1) 交通環境の整備

- ◆ 誰もが分かりやすい公共交通機関の乗継ぎにおける情報提供など、駅周辺等における利便性、安全性、快適性の向上を推進します。
- ◆ 放置自転車対策や自転車駐車場の整備など、駅周辺等における公共交通の利用環境の改善を進めていきます。

(2) 交通バリアフリーの促進

- ◆ 鉄道駅など公共交通機関にかかわる施設等のバリアフリー化への支援を行います。

(3) 公共交通の利用促進

- ◆ コミュニティバスなど地域の公共交通の利用促進を図り、地域の実情に応じたきめ細かな公共交通環境をめざします。

3 市民・事業者の取組

- ◆ なるべく環境負荷の少ない地域公共交通を利用
- ◆ みんなが使いやすい交通環境を意識し、心のバリアフリーへの意識の向上
- ◆ 役立つ情報の提供など乗客へのサービスの向上

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
鉄道・バスなど公共交通網の便利さの満足度	69.3 点	65.4 点 (平成 22 年度)	↗	鉄道・バスなど公共交通網の便利さの満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ バリアフリー基本構想（平成 15 年度～事業終了まで）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
4-1 エネルギー 4-2 資源循環 4-3 生活環境	自家用車から公共交通への転換による CO2（二酸化炭素）の排出抑制を図ります。
5-1 都市整備・景観 5-5 道路	公共交通利用者の利便性、安全性等の向上を目的として、駅前広場を含めた交通結節点における道路施設の整備に努めます。

ルート5 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

誰もが安全で快適に利用できる道路環境整備が進んでいます

5-5 【道路】

道路施設の計画的な整備や更新等により、広域的な道路網の形成や、安全で機能的な移動空間が確保されています。

また、生活関連経路等の歩道等の利便性及び安全性が向上し、誰もが安心して移動しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 都市計画道路の未整備区間があるため、機能的な移動空間が確保されていない区間があります。
- ◆ 生活関連経路等、生活道路においては、歩行者の安全確保が緊急の課題となっています。
- ◆ 老朽化した道路施設の計画的な改築更新をはじめ、長期的な視点に立った交通機能の強化や維持が必要です。
- ◆ 歩道における歩行者と自転車との混在や自転車利用者のマナーが問題となっています。

■生活関連経路等整備状況

平成24年度(2012年度)末現在

	重点整備地区名	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率
1	江坂地区	3.0	1.47	49.0%
2	山田地区	3.9	3.43	87.9%
3	吹田・豊津地区	8.6	6.62	77.0%
4	桃山台地区	1.6	0.60	37.5%
5	千里山・関大前地区	0.6	0.00	0.0%
6	南千里地区	4.7	1.01	21.5%
7	岸部地区	2.0	0.14	7.0%
8	北千里地区	4.9	2.40	49.0%
9	万博公園周辺地区	1.4	1.10	78.6%
	合計	30.7	16.77	54.6%

※上表の数値は、吹田市道と大阪府道をあわせたものです。

出典：道路公園部データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 道路施設の整備、更新

- ◆ 路線の選択による都市計画道路の効果的な整備を図ります。
- ◆ 老朽化した道路施設の計画的、効果的な改築更新を図ります。

(2) 歩行者、自転車等の安全で快適な交通の確保

- ◆ 生活関連経路等の歩道等のバリアフリー化整備を進めていきます。
- ◆ 生活道路等では歩行者が安心して移動できる歩行空間の確保や安全対策を進めていきます。
- ◆ 自転車利用者に対する利用環境整備を進めていきます。

(3) 交通マナー向上等の啓発活動の実施

- ◆ 交通安全教育等の講習等を実施し、歩行者や自転車利用者のマナーの啓発を行います。
- ◆ 高齢者、障がい者等の施設の利用を妨げないこと等の心のバリアフリーの意識啓発を行います。

3 市民・事業者の取組

- ◆高齢者、障がい者等が使いやすい道路施設を意識した心のバリアフリーの意識の向上
- ◆交通ルールを守り、マナーの向上

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
道路の整備状況の満足度	52.5 点 ※	54.1 点 (平成 22 年度)	↗	道路の整備状況の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
歩行者にとっての道路の安全性の満足度		44.4 点 (平成 22 年度)	↗	歩行者にとっての道路の安全性の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定

※平成 18 年度は「道路や歩道の整備状況」として調査した数値

5 関連する分野別計画等

- ◆吹田市都市計画マスタープラン（平成 16 年度～概ね 20 年先）
- ◆バリアフリー基本構想（平成 15 年度～事業終了まで）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
3-3 学校教育	交通事故防止の啓発として、主に小学生を対象に交通安全の基礎知識や安全な歩き方、自転車利用の交通安全教育を実施します。
4-1 エネルギー 4-2 資源循環 4-3 生活環境	道路施設の整備や更新時において、環境に配慮したりサイクル製品の採用や透水性舗装によるヒートアイランド対策などを図ります。
5-1 都市整備・景観 5-4 交通	公共交通利用者の利便性、安全性等の向上を目的として、駅前広場を含めた交通結節点における道路施設の整備に努めます。
5-1 都市整備・景観 5-6 水道 5-7 下水道	道路施設や水道、下水道施設など都市基盤の整備や更新においては、連携して効率的に取り組めます。
6-1 防災	道路施設については、災害時における避難路や延焼遮断帯としての機能など重要な役割を担っていることから、整備や更新時においては、周辺環境に配慮しながら効果的な整備を図ります。

ルート6 支え合いと備えて安全に暮らせるまち

6-1 【防災】

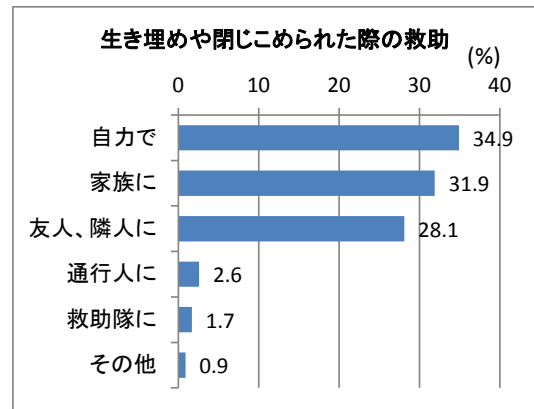
防災への備えをはじめ危機管理体制が確立しています

防災講座や防災訓練の充実により、市民一人ひとりの防災意識が高まり、地域防災リーダーを中心とした地域の防災力が向上しています。

また、地域防災計画等の見直しなどにより危機管理体制が確立し、安心して暮らしています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 自然災害・テロ・新たな疾病等の各種危機に対し、防災・国民保護などの事務をはじめとする的確な危機管理を行うことが求められており、総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題となっています。
- ◆ 低地や木造家屋密集地など各地域の実情に応じたきめ細かな対策が必要です。
- ◆ 阪神・淡路大震災において、被災者のうち自力脱出や近隣住民等によって救出された人の割合は90%を超えており、災害時において自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」の取組が重要であり、こうした体制をいかに作っていくかが課題となっています。



出典：(社)日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」平成8年(1996年)

2 重点取組と行政の役割

(1) 危機管理体制の充実

- ◆ 防災業務全体又は災害発生時の応急対策を担う組織体制の充実を図ります。
- ◆ 近隣市や警察等の関連機関との連携を強化します。
- ◆ 防災主管課以外の部署が、日常から自らの防災施策について責任を持ち、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策を図るための責任者の設置や研修、訓練の実施により、大規模災害の発生時に迅速に対応できる組織とします。
- ◆ 危機発生時の損害を最小限に抑えつつ、事業の継続を図るためBCP（事業継続計画）の作成に取り組みます。

(2) 協働による防災対策

- ◆ 地域防災計画の見直しにおいては、各地区の特性に応じた防災カルテの作成に取り組み、きめ細かな防災対策に努めるとともに、市民、事業者との協働による防災ハザードマップの作成に取り組みます。

(3) 地域防災力の向上

- ◆ 防災講座や防災訓練等を充実し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ◆ 地域防災力の中心となる地域防災リーダーの養成に努め、自主防災組織の活動及び結成を支援します。
- ◆ 災害発生時のボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努めます。
- ◆ 大学や事業所との協定締結など、防災に関する連携を強化します。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 自主防災組織の結成、企業との防災協定の締結などによる危機管理体制の確立
- ◆ 地域で行われる防災講座・防災訓練や地域防災リーダー育成講習への参加
- ◆ 地域防災リーダーが中心となった、自主防災組織の活動の活発化

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
災害に備えている市民の割合	21.8%	23.8% (平成 22 年度)	50%	防災の基本である「自分の命は自分で守る」という意識の向上を目的として指標を設定
地震や水害などに対する防災の満足度	50.6 点	51.5 点 (平成 22 年度)	↗	地震や水害などに対する防災の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
地域防災リーダー育成講習受講者数 (累計人数)	—	49 人	300 人	自主防災組織の中心的な役割を担う人材を増やすことを目的として指標を設定（平成 24 年度（2012 年度）から実施）
自主防災組織結成率（連合自治会単位）	17.6%	53%	100%	すべての地域に、自主防災組織が結成されることを目的として指標を設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ 吹田市地域防災計画 修正版（平成 24 年度～）
- ◆ 安心安全の都市（まち）づくり推進計画（平成 21 年～）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
全 体	防災訓練等により、危機発生時における庁内連携体制の機能をより実践的なものとしします。
1－3 男女共同参画	防災分野における女性の参画の拡大を行います。
2－3 地域福祉	災害時要援護者避難支援プランなど災害に備えた取組との連携を行います。
3－3 学校教育	学校における防災教育を推進するための連携を強化します。
5－1 都市整備・景観 5－2 住宅 5－3 みどり 5－5 道路 5－6 水道 5－7 下水道	災害に強い市街地の形成に向けた施策を連携して推進します。

ルート6 支え合いと備えて安全に暮らせるまち

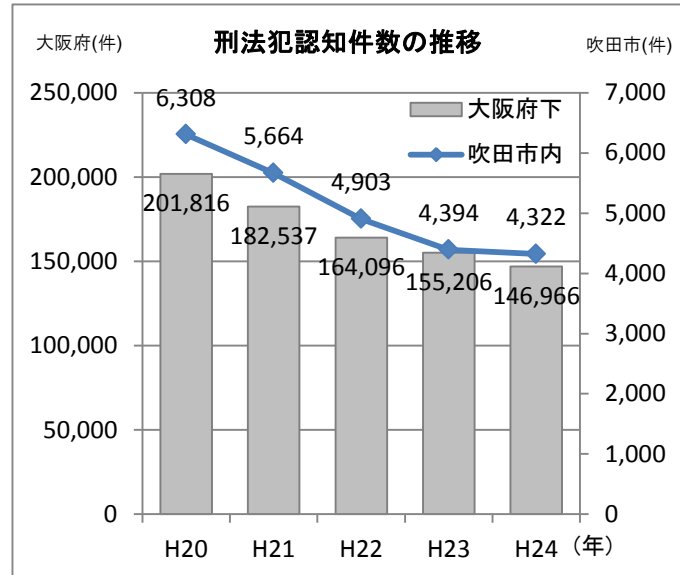
6-2 【防犯】

犯罪が少なく安全で安心して過ごしています

防犯講座等の充実により、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、また、市民、事業者、行政が連携・協力して防犯に関する取組を進めることで、犯罪被害が減少し、誰もが不安を感じることなく生活しています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 平成20年(2008年)3月に市民、事業者、行政が力をあわせて取り組む、「安心安全の都市づくり宣言」を行いました。市民一人ひとりのつながりの輪を広げ、地域の目が行き届く犯罪抑制に寄与する地域コミュニティの形成や警察をはじめとした関係機関や諸団体との連携を強化した防犯体制の確立が必要です。
- ◆ 安心安全のまちづくりを、市をあげた取組として継続し、幅広い市民の防犯意識を高め、浸透を図る必要があります。



出典：大阪府警察データ

2 重点取組と行政の役割

(1) 防犯体制の充実

- ◆ 地域における自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会などのネットワークづくりを支援するとともに、これらの諸団体によるパトロールや通学路における子どもの見守り活動など地域における継続的な防犯活動を促進します。

(2) 防犯環境の整備

- ◆ 防犯面に配慮した施設等の整備を進めるとともに、地域における防犯活動の認知度を高め、犯罪が発生しにくい環境整備に努めます。

(3) 防犯意識の高揚

- ◆ 警察や防犯協議会との連携を密にし、防犯講座等を通じて情報提供に努め、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 防犯講座等への積極的な参加
- ◆ 防犯活動のネットワーク化
- ◆ 青色防犯パトロールカーによる防犯活動
- ◆ 地域の防犯活動等への参加・協力

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
治安がよいと感じる市民の割合	33.5%	42% (平成 22 年度)	70%	市民の多くが、不安を感じることなく、生活できる状態とするための指標として設定
防犯対策の満足度	47.6 点	49.6 点 (平成 22 年度)	↗	防犯対策の満足度の向上を目的として、満足度の平均評価点を指標に設定
安心安全のまちづくり講習会受講者数（累計人数）	187 人	1,273 人	2,550 人	市民一人ひとりの防犯意識の向上を目的として指標を設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ 安心安全の都市（まち）づくり推進計画（平成 21 年～）

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1—2 人権	防犯の視点で人権教育と連携を図ります。
3—3 学校教育	児童生徒の防犯意識の高揚施策と連携します。

ルート7 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

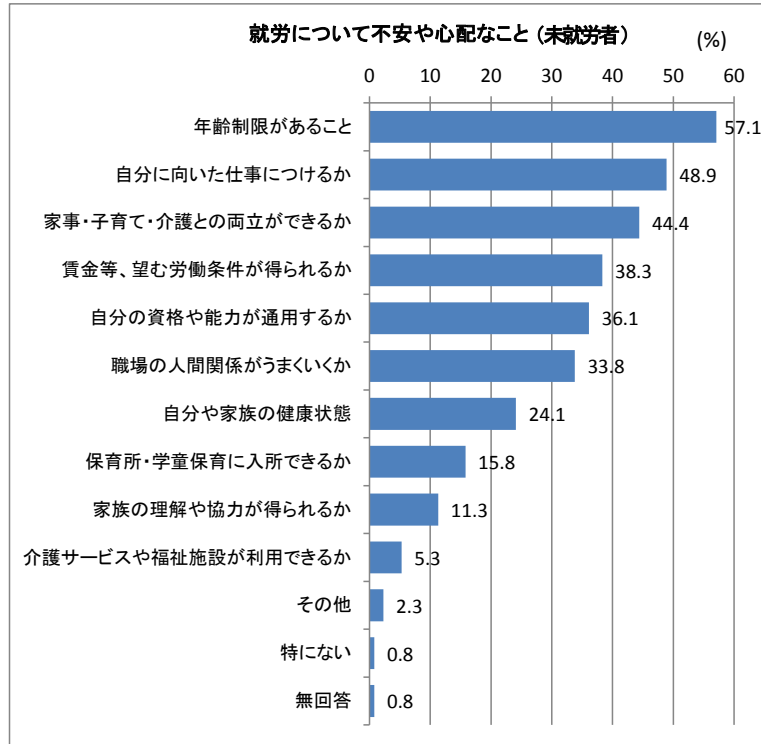
7-2 【雇用・就労】

いきいきと働きがいを持って就労できる環境が整っています

市内事業所の多くを占める中小企業が活性化しています。
従業員の誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を心がけ、能力を發揮しいきいきと働くことができ、安心して働き続けられる環境が整っています。

1 まちの現状と課題

- ◆ 景気の低迷と厳しい雇用情勢が続いている中、労働施策のさらなる充実を図りつつ、市民の就労促進と雇用の安定を図る必要があります。
- ◆ 勤労者が安心して働き続けられる労働条件や職場環境の整備に関する啓発が必要です。
- ◆ 勤労者の福利厚生について、単独では取組が困難な市内事業所の大半を占める中小企業において、従業員に対する福利厚生の充実を図ることが必要です。
- ◆ 経済の循環と産業の振興を考える上では、中小企業の活性化と、そこに働く従業員の雇用の安定と福祉の向上を図ることが不可欠です。



出典：吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」
平成 22 年度（2010 年度）

2 重点取組と行政の役割

(1) 市民の雇用安定と就労促進

- ◆ 仕事をしたいという市民のさまざまなニーズに応じた就労相談や就職に役立つ講座を実施するなど、きめ細かな支援を行います。
- ◆ 市内の求職者と地元企業をつなぐJOBナビすいた、JOBカフェすいたの機能の活用や、地元企業やハローワークなどとの連携を深めることで、市民の就労機会の増大と市内就職者の増加につなげます。

(2) 勤労者福祉の充実

- ◆ やりがいを持って働き続けられる環境づくりと福利厚生の充実を図るため、共済制度などを通じ、勤労者の福祉の向上と健康増進を図ります。

(3) 労働条件の整備と啓発

- ◆ 勤労者の現状とニーズを把握し、実態に即した政策形成を図ります。
- ◆ 勤労者が安心して働ける環境づくりに向け、労働に関する情報提供や相談などの支援を行います。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 働きがいのある仕事をすることで能力を発揮することや社会への参加を果たしつつ、仕事と生活のバランスが取れたいきいきとした生活の実現
- ◆ 事業所における安定して雇用できる環境づくり
- ◆ 事業所においては多様な働き方を許容しつつ、従業員が働きがいを持ち続けられる職場環境づくり

みんなで取り組みませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
JOBナビすいた JOBカフェすいた を活用した就職者数	—	576 人	800 人	就職機会の増加を目的として、JOBナビすいた、JOBカフェすいたを通じて就職した人数を指標に設定
吹田市勤労者福祉 共済の被共済者数	2,298 人	2,159 人	3,000 人	市内事業所で働く勤労者の福利厚生 の充実を測る指標として設定

5 関連する分野別計画等

6 他の施策との連携

関連する施策	連携の内容
1-3 男女共同参画	性別にかかわらず、労働者が安心して働き続けられる職場の環境づくりとともに、女性が結婚・出産等で退職を余儀なくされることなく、働く意思に応じて、その後も就業を継続できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた啓発等、男女共同参画施策との連携を行います。
<u>2-1 高齢福祉</u> <u>2-2 障がい福祉</u> <u>3-2 配慮が必要な子ども</u> <u>3-4 青少年</u>	<u>障がいのある人、中高年齢者、ひとり親家庭などの就職困難者やニート、ひきこもりを始めとする若年層の就労支援について、支援窓口の間における役割分担や庁内のネットワークをとおして、課題の共有や情報交換などの連携を行います。</u>
<u>3-1 子育て</u>	<u>長時間労働の改善や育児休業の取得促進など子育てしやすい職場環境の整備について、共通の問題意識を持ちながら、情報交換などの連携を行います。</u>
7-1 産業振興	市内事業所への人材供給や働きやすい職場環境の整備に向けた啓発等において、産業振興施策との連携を行います。

ベース1 市民が主体となるまちづくりを推進します

1-2

【開かれた市政】

透明性が高い開かれた市政を実現します

市政に関するさまざまな情報を発信・公開することにより、透明性の高い行政運営を進め、市民の参画が進む開かれた市政を実現します。

1 まちの現状と課題

- ◆ 社会状況が変化する中で、的確に行政需要をとらえるためには、性別や年齢層等にかかわらず幅広い層の市民参画や、総体としての市民の意向を把握することが必要です。
- ◆ 市民の市政への参画を促進するためには、市民の知る権利を守るとともに、行政の説明責任を果たし、個人情報配慮の上で、透明性の高い市政運営を確立することが必要不可欠となります。
- ◆ 市民ニーズや各種の相談の内容も複雑、多様化しており、ニーズの把握や、相談支援にあたっては、庁内横断的な連携とともに、関係機関との協力の下で進めることが重要となります。

2 重点取組と行政の役割

（1）市政への市民参画の推進

- ◆ 性別や年齢層などに関係のない幅広い層の市政への参画が進む仕組みの構築に取り組みます。

（2）市政情報の発信・公開の推進、個人情報保護の推進

- ◆ 市報、ケーブルテレビ、インターネット等のさまざまな媒体を活用して市政情報を発信します。
- ◆ 透明性の高い開かれた市役所をめざし、市政情報の公開を進めます。
- ◆ 市が保有する個人情報については適正な取扱いの確保に努めるとともに、市民や事業者にも適切な取扱いを広めます。

（3）広聴活動・相談体制の充実

- ◆ 幅広く市民の意見を聴取することにより、諸課題を把握し、広聴活動の充実を図ります。
- ◆ 他機関と連携し、多種多様な市民の相談に対応できるよう相談業務の充実を図ります。

3 市民・事業者の取組

- ◆ 市政に関心を持ち積極的な参加
- ◆ 個人情報の適正な取扱い

みんなで取り組み
ませんか！



4 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	7.6%	4.4% (平成 22 年度)	10%	市政への市民参画の推進状況を測る指標として設定
市政情報に満足している市民の割合	40.9%	34.9% (平成 22 年度)	54%	市が発信する情報の満足度の向上を目的として指標を設定

5 関連する分野別計画等

- ◆ (仮称) 吹田市第 3 期情報化推進計画 (平成 26 年度～平成 30 年度)

ベース2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

2-1 【行財政運営】

経営的視点を持って、持続可能な行財政運営を進めます

経営的視点を持って行財政改革に取り組み、健全な財政運営とともに、効果的かつ効率的な行政運営を進めます。また、国・府の権限移譲を活用して、身近な基礎自治体としての役割を果たし、市民が豊かさを感じる施策の展開を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 行政需要に応え得る弾力性のある財政構造への転換が必要です。
- ◆ 長期を見据えた安定した財政運営となるように健全な収支構造を確立することが必要です。
- ◆ 少子高齢化に伴う影響など長期的な視点に立った行政運営におけるマネジメントが必要です。
- ◆ 多様化したニーズに応えるためには、市民、事業者、行政の協働が進む組織体制が必要です。

2 重点取組と行政の役割

(1) 健全な財政基盤の確立

- ◆ 次世代に過度な負担を残すことのない収支構造の確立と硬直化する財政構造を改善します。
- ◆ 組織横断的な連携の下、市税収入等の自主財源の充実・確保に努めます。

(2) 効果的かつ効率的な行政運営の推進

- ◆ 新たな課題に的確に対応できるよう、部門を越えた連携を強化し、限りある経営資源の重点的、効果的な配分を図ります。
- ◆ 市民、事業者など多様な主体が持つ技術力や発想力等を活用することで、より有効性の高い取組が可能な分野では、協働による事業展開を図ります。
- ◆ 国や大阪府からの権限移譲の積極的な活用とともに、中核市への移行により市民に近いところで迅速に意思決定ができるさらなる体制整備を図ります。
- ◆ 行政評価システムや財務諸表等の活用により、アカウンタビリティ（説明責任）を向上させるとともに、PDCAマネジメントサイクルを機能させ、施策の充実を図ります。
- ◆ 市民意識調査の活用や市民参加などにより、市民の視点に立った総合計画の評価・点検を行います。

(3) 公共施設の計画的な維持・保全・整備

- ◆ 公共施設について、行政需要との適合など全体最適の視点で、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、良好な施設機能が提供できるよう計画的な維持・保全・整備を進めます。
- ◆ 施設の集約化に伴う余剰資産や未利用地の利活用など公共施設の最適化を図り、施設の維持・保全・整備のための財源確保に努めます。
- ◆ 道路、水道、下水道などのインフラは、長期的視点に立った計画的な維持・保全・整備を図ります。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
全施策の満足度評価の平均評価点の平均値	—	52.3 点 (平成 22 年度)	↗	全施策の市民満足度の向上を目的として、全施策の満足度の平均評価点の平均値を指標に設定
経常収支比率	97.3%	99.9%	95%	財政構造の弾力性を測る指標として設定
公共施設の利用しやすさの満足度	50.4 点	51.2 点 (平成 22 年度)	↗	公共施設の利用に関する満足度の向上（安全性を含む）を目的として指標を設定

4 関連する分野別計画等

- ◆ 第2期財政健全化計画（案）前期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ◆ （仮称）吹田市公共施設最適化計画等（平成 26 年～）
- ◆ 吹田市アウトソーシング推進計画（平成 24 年度～平成 30 年度）

ベース2 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

2-2 【人材育成】

社会の変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成と組織力の向上を図ります

既成概念にとらわれることなく、豊かな感性と柔軟な発想を持ち、粘り強く改善・改革を実践し、行動する職員を育成し、組織力の向上を図ります。

1 まちの現状と課題

- ◆ 少子高齢化の進行や核家族化、飛躍的な技術進歩による情報化の進展などの社会の変化に柔軟に対応し、改善・改革を継続して進めるために、職員自らが、能力向上を図るとともに、組織力を強化する必要があります。

2 重点取組と行政の役割

(1) 社会の変化に対応できる人材育成

- ◆ 新たな行政課題に職員が主体的に取り組めるよう、研修の充実や学習支援を行います。
- ◆ 市民ニーズを的確にとらえるなど、情報収集・分析・活用を行い、既成概念にとらわれることなく、市民の視点に立った政策を形成し、迅速に実行できる人材を育成します。
- ◆ 市民や事業者との協働による政策実現に必要な政策の企画・立案能力をはじめ、リーダーシップ、コーディネート、ファシリテーションなどさまざまな能力を備えた人材を育成します。
- ◆ 効果的に政策を実現するため、幅広い視野を持つ職員や専門的な知識や技術を持つ職員など、多様な人材の採用・育成・配置を行います。

(2) 組織力の向上

- ◆ 一人ひとりが能力を発揮し、主体性を持って行動し、意欲的に仕事に取り組める組織的な仕組みづくりを進めます。
- ◆ 簡素で効率的な組織体制のさらなる整備に努めるとともに、組織横断的な連携など柔軟で効果的な組織運営に努めます。

3 取組の目標

指標名	実績値		目標値	指標の考え方
	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 32 年度	
研修受講回数 (年間1人当たり)	2.5回	4.8回	5回	研修内容の充実と職員のチャレンジ意識の向上を測る指標として設定
住民千人当たりの職員数(普通会計)	7.51人	6.36人	5.9人以下	職員配置の最適化を測る指標として設定

4 関連する分野別計画等

- ◆ 吹田市職員人材育成基本方針(平成24年度～)
- ◆ 吹田市職員体制計画(案)(平成25年度～平成29年度)

はじめに（総合計画の策定にあたって）

本市は、昭和 54 年（1979 年）に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、3 次にわたる総合計画を策定し、さまざまな課題に対応して総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成 18 年度（2006 年度）第 3 次総合計画策定後、世界経済の混迷や大規模災害の発生など社会経済状況の変化が、市民生活や市民意識に大きな影響を与えました。また、今後の少子高齢化に伴う人口構成の変化は、市民生活に大きな影響を与えることが予想されます。

自治体が主体的にまちづくりを進める、地域主権改革が進展しています。また、その延長線上として、市内の各地域のことは地域で考え、活動する市民が主体となる地域の实情にあったまちづくりを推進し、多様な地域課題に対応することが求められています。

このように、地域のまちづくりが、大きく変革する時期を迎える中、将来にわたり誰もが安心して暮らせるまちとして持続的に発展させるためには、地域資源を有効に活用し、多様な主体の協働により地域力を強化していくことが必要です。

このため、第 3 次総合計画の「地域の特性を生かしたまちづくり」の継承とさらなる発展に向け、総合計画とそれを補完・具体化する分野別計画等との役割分担を踏まえ、最適な圏域のもとで施策が展開できるよう再構築するとともに、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分かち合い、得意分野を生かしながらまちづくりを推進するための指針となるように、第 3 次総合計画を抜本的に見直します。

【本市のまちづくりと地方自治】

年 代	本市のまちづくりや社会の動きなど	地方自治
1960 年代～70 年代	千里ニュータウン開発 日本万国博覧会 地下鉄御堂筋線江坂延伸、北大阪急行開業 江坂開発（大阪副都心）	昭和 44 年（1969 年）地方自治法改正により、基本構想の議決の義務づけ
第 1 次総合計画 昭和 54 年～平成 7 年 （1979 年～1995 年）	人口急増の最終段階 都市基盤整備の充実と強化	
第 2 次総合計画 平成 8 年～平成 17 年 （1996 年～2005 年）	少子高齢化、情報化、国際化、地球環境問題、バブル崩壊後の経済低迷、阪神淡路大震災（平成 7 年（1995 年））など社会経済環境が大きく変化 特例市に移行 平成 13 年（2001 年）	平成 12 年（2000 年）地方分権一括法施行
第 3 次総合計画 平成 18 年～ （2006 年～）	千里ニュータウンの急速な高齢化 環境・防災に対する意識の高まり 自治基本条例施行 平成 19 年（2007 年） リーマンショックを引き金とする世界同時不況 平成 20 年（2008 年） 歴史的円高と製造業の海外拠点化 団塊の世代の一斉退職 平成 19 年～平成 22 年 （2007 年～2010 年） 東日本大震災の影響 平成 23 年（2011 年） アジアの交流と対立	平成 19 年（2007 年）地方分権改革推進法施行 平成 23 年（2011 年）地方自治法改正により、基本構想の策定義務撤廃

※太字は本市に深く関連する項目